

Client Alert

July 2016

www.bakermckenzie.co.jp

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



穂高 弥生子
パートナー (東京)
03 6271 9461
Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com



Jo Daniels
マネージング・パートナー (ヤンゴン)
+95 1 255 056
Jo.Daniels@bakermckenzie.com



Ross Taylor
パートナー (ヤンゴン)
+95 1 255 056
Ross.Taylor@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

ミャンマー規制緩和、建築資材の小売卸売にも 外資企業の参入認める

ミャンマー商務省は、この18か月間で3度目となる告示を公布し、外資企業に対しトレーディングビジネスを包括的に禁止するポリシーに関し、新たな例外措置を設けた。トレーディングの定義は依然明確にされていないが、外資保有割合が何パーセントであるかを問わず1%でも外資が保有していれば外資企業であるとされる。

この新告示(2016年第56号)は、ミャンマー内国企業とジョイントベンチャーを組成することを条件として、外資企業に建築資材の小売および卸売業を営む途を開くものである。同告示は、同様の条件で外資企業に自動車ショールームの開設を認めた2015年第20号告示(2015年3月公布)、肥料・種子・殺虫剤・医療機器のトレーディングを認めた2015年第96号告示(2015年11月公布)に引き続くものである(2015年11月のClient Alert「[ミャンマー、外資企業へのトレーディングビジネス開放に向け一歩前進](#)」を参照されたい)。

本告示の公布は、ミャンマー商務省が、ミャンマーで行われているいくつかの建設プロジェクトにおいて使用されている建築資材の品質に対する懸念につき、対処する用意があることを示すものとして好意的に受け止められる。本告示も、これが一定の品質の建築資材が使用されることを目的とするものであると明確に述べている。

本告示の特徴的な点は下記のとおりである。

- ✓ 外資保有割合が何パーセントまで認められるのかという点については言及がない。また、これまで公布された告示において、何社の外資企業が例外措置の適用を認められたのか、また、その際のジョイントベンチャーの外資保有割合が何パーセントであったのかについては公表されていない。
- ✓ トレーディングが認められる「建築資材」に具体的にいかなる物品が含まれるのかについては言及がない。
- ✓ 承認を受けた企業が本告示に基づき輸入し小売・卸売等を行う建築資材については、大臣省が規定する品質基準および仕様に従うことが求められる。
- ✓ 商務省は、トレーディングが許される品目リストにつき、市場環境および同じ業種に属する100%ミャンマー内国企業の状況を見つつ、改訂していく予定である。
- ✓ 告示中に、ジョイントベンチャーが行うことのできるトレーディングの総額は、外資企業側パートナーが投資する外国通貨の額を上限とする、とも解釈しうるいささか特異な条件が定められている。この点についてはさらに明確化されることが求められる。

商務省は、承認を受けたジョイントベンチャー企業に対しては、基本的に、同業の100%ミャンマー内国企業に対して適用されるのと同様の許可手続を適用するとしている。